六十八　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人愛知県エルピーガス協会　愛知県名古屋市中区大須四丁目一五番一二号
六十九　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人三重県エルピーガス協会　三重県津市柳山津興三六九番地の二
七十　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人岐阜県エルピーガス協会　岐阜県岐阜市藪田南五丁目一一番一一
七十一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人富山県エルピーガス協会　富山県富山市桜橋通り六番一三号
七十二　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人石川県エルピーガス協会　石川県金沢市間明町一丁目一九八番地
七十三　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人福井県エルピーガス協会　福井県福井市下江守町第二六号三五番地四
七十四　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人滋賀県エルピーガス協会　滋賀県大津市松本一丁目二番二〇号
七十五　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人京都府エルピーガス協会　京都府京都市右京区西院東中水町一七番
七十六　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人奈良県ＬＰガス協会　奈良県奈良市大森西町一三番一二号
七十七　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人和歌山県エルピーガス協会　和歌山県和歌山市黒田一〇二番地の一号
七十八　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人大阪府ＬＰガス協会　大阪府大阪市中央区船場中央二丁目一番
七十九　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人兵庫県エルピーガス協会　兵庫県神戸市中央区下山手通六丁目三番二八号
八十　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人鳥取県エルピーガス協会　鳥取県鳥取市田園町三丁目一二四番地
八十一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人岡山県エルピーガス協会　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番一五号
八十二　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人島根県エルピーガス協会　島根県松江市母衣町五五番四号
八十三　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人広島県エルピーガス協会　広島県広島市西区己斐本町三丁目八番五号
八十四　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人山口県エルピーガス協会　山口県山口市中央四丁目五番一六号
八十五　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人徳島県エルピーガス協会　徳島県徳島市川内町平石住吉二〇九番五号
八十六　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人香川県エルピーガス協会　香川県高松市錦町一丁目六番八号
八十七　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人高知県エルピーガス協会　高知県高知市大原町八〇番地二
八十八　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人愛媛県エルピーガス協会　愛媛県松山市千舟町六丁目二番地八
八十九　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人福岡県ＬＰガス協会　福岡県福岡市博多区山王一丁目一〇番一五号
九十　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会　佐賀県佐賀市駅前中央一丁目七番一八号
九十一　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人長崎県ＬＰガス協会　長崎県長崎市中町一番二六号
九十二　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人大分県ＬＰガス協会　大分県大分市西新地一丁目九番五号
九十三　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人熊本県エルピーガス協会　熊本県熊本市中央区上水前寺二丁目一八番四号
九十四　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人宮崎県エルピーガス協会　宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田七七四番
九十五　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　一般社団法人鹿児島県ＬＰガス協会　鹿児島県鹿児島市鴨池新町五番六号
九十六　石油販売業者が組織する団体の名称及び住所
　社団法人沖縄県高圧ガス保安協会　沖縄県那覇市字小禄一八三一番一号

○経済産業省告示第二百四十三号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十七条第一項第五号に規定する自動車に直接給油する事業を行う営業所の要件を次のように定め、平成二十四年十一月一日から施行する。

平成二十四年十月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一　給油設備の規模として同時に給油することができる自動車の数が四以上であつて、かつ、高速自動車国道に連結していること。

二　前号に掲げるもののほか、警察署又は消防署の近傍に存在することを原則とし、次の表の上欄に掲げる区域に所在する営業所にあつては、給油設備の規模が同表の中欄に掲げる規模及び同表の下欄に掲げる要件に該当すること。

区域	給油設備の規模	要件
青森県のうち 青森市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 弘前市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上